



ReNet.jp
group

第25期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年12月20日(金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号

グローバルゲート

「名古屋コンベンションホール」

4階406会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

株主総会終了後、株主様向けに
経営近況報告会の開催を予定しております。

リネットジャパングループ株式会社

証券コード:3556

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より
格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第25期定時株主総会招集ご通知を
お届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

代表取締役社長
グループCEO



経営理念

ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る
～収益と社会性の両立したビジネスモデルを目指して～

カンボジア金融事業の危機を乗り越え、国内事業中心に確かな成長へ

当事業年度におきましては、カンボジア金融事業などの影響で大きな赤字を計上することとなり、株主の皆様には大変ご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

赤字の要因であった2つの事業についてですが、カンボジア マイクロファイナンスのチャムロン社は事業譲渡を2024年8月5日付けで締結、又、障がい福祉のアニスピ社のうちフランチャイズ事業の譲渡を2024年9月30日付けで発表しており、これにより、赤字要因であった2つの事業を連結から切り離しています。また、カンボジア金融関連事業の残り2社についても、実質、営業を停止しておりますが、早期に譲渡を行う予定です。

2024年10月からの新年度では、安定的な収益をあげるリユース事業、リサイクル事業、障がい福祉のソーシャルケア事業の黒字3事業を中心とした事業体制で確実な黒字経営に努めてまいります。

振り返りますと、この10年、次の成長の柱を求め様々な新規事業にチャレンジしてまいりました。リサイクル事業のように新たな柱に育った事業もあれば、カンボジア事業のように大きな赤字で失敗に終わった事業もありました。これらの挑戦を経て、現在、今後の成長の道筋がはっきり見えてきたと考えています。これからは、以下の2事業にフォーカスして着実な成長を目指します。

1つは、リサイクル事業において、GIGAスクール構想で全国の小中学校の児童・生徒へ配布されたパソコン及びタブレット端末の入れ替えが2025年度から2026年度をピークに発生する見込みです。このGIGAスクール端末の更新台数は約950万台と予測されており、創業以来最大のビジネスチャンスと位置付けています。文部科学省・環境省・経済産業省は全国の教育委員会に対しGIGAスクール端末の小型家電リサイクル法によるリサイクル推進を打ち出しており、大きな追い風となる見込みです。当社のGIGAスクール端末回収によって都市鉱山の国内資源循環を推進してまいります。

もう1つが、ソーシャルケア事業にて中度～重度の障がい者の方を対象とした日中サービス支援型グループホーム「リビット」の展開です。首都圏で5棟を展開中ですが、ストック型の安定した事業体制に育ってきています。今後、10年間で直営200棟を首都圏、中部圏、関西圏で展開し、営業利益40～50億円レベルの事業に育てていく方針です。

株主の皆様のご期待に応えるべく全社一丸となって取り組んでまいります。今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

不採算事業・拠点の譲渡について

来期の着実な黒字化と直面する大きなビジネスチャンスへリソースを集中するため、大胆な選択と集中を実行いたしました。

I 海外金融赤字事業の切り離し

- ✓ マイクロファイナンス事業のチャムロン社ら4社を株式譲渡及び清算を行いました。
また、残り2社についても売却に向けて基本合意書を締結しております。

社名	対応状況	備考
チャムロン社 (マイクロファイナンス事業)	株式譲渡済	2024年7月1日付け連結対象外 総資産62億圧縮※個社ベース
リネットソラミツ社 (カンボジアデジタル通貨事業)	清算済	2024年9月30日付け連結対象外
プレボア社 (マイクロ保険事業)	株式譲渡済	2024年10月1日付け連結対象外
リネットジャパンインターナショナル社 (海外事業統括)	株式譲渡済	2024年10月1日付け連結対象外
モビリティファイナンス社 (リース事業)	売却に向けた基本合意書締結済	
リネットジャパンカンボジア社 (車両広告・車両オークション事業)	売却に向けた基本合意書締結済	

II ソーシャルケア事業の地方拠点譲渡とFC事業本部の切り離し

- ✓ 静岡県沼津市・群馬県伊勢崎市・群馬県太田市・新潟県西区にある重要エリア外の拠点を各地元の優良FC加盟店へ譲渡、又、千葉県船橋市・八千代市・大阪府大阪市の一部不採算ユニットを統廃合しました。人材等の有効活用によるコスト削減等により**収益の大幅な改善**を目指します。
- ✓ ボラタリティの高い**FC事業本部(FC開発営業とサポート部門)**を切り離し、会社分割により新設会社へ承継させた上で新設会社の株式譲渡を行いました。

アニスピ傘下であった首都圏の直営拠点立て直しによりストック型収益モデル構築に自信

● リネットジャパングループは、国内外で 4つの事業を展開

リユース事業



会員数500万人を擁する 日本最大級のネット中古書店

NETOFFブランドで本・ゲームソフト・DVD・フィギュア等を中心に多様な中古リユース商品を取り扱っています。インターネットと宅配便を活用した無店舗型の買取・販売サービスを提供し、ローコスト・効率運営を強みとしています。



リサイクル事業



都市鉱山リサイクルと 障がい者雇用の創造

使用済となったパソコンなどの小型家電に含まれる資源は“都市鉱山”と呼ばれ、資源大国並みに埋蔵されていると言われています。当社は小型家電リサイクル法の認定を取得し、宅配便でご自宅から回収するサービスを提供。回収後の再資源化の現場では、知的障がいのある方を積極的に雇用する取り組みを展開しています。



ソーシャルケア事業



障がい者向けグループホームの展開

障がい者の方を対象にグループホーム（共同生活援助）の運営を行っています。障がい者区分の軽度から中度の方を対象とした施設や、全国的に数の少ない中度から重度の方を対象とした施設を直営で展開することによって、障がい福祉に関する課題解決に向けて取り組みを進めております。



外国人材事業



外国人材事業

カンボジアに加え、新たにインドネシアでの技能実習生・特定技能生の送り出し事業を展開。また、ソーシャルケア事業とのシナジーを図るべく障がい福祉、介護、医療関連領域の人材を強化していきます。



株主各位

証券コード 3556

2024年12月3日

愛知県大府市柁山町三丁目33番地

リネットジャングループ株式会社

代表取締役社長 黒田 武志

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.renet.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3556/tei/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リネットジャングループ」又は「コード」に当社証券コード「3556」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁～7頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2024年12月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

記

1 日 時	2024年12月20日（金曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時30分） ※株主総会終了後、株主様向けに経営近況報告会の開催を予定しております。				
2 場 所	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール 4階406会議室				
3 目的事項	<table> <tr> <td>報告事項</td><td> 1. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 計算書類報告の件 </td></tr> <tr> <td>決議事項</td><td> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件 </td></tr> </table>	報告事項	1. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件
報告事項	1. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件				
4 議決権行使についてのご案内	6頁～7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各種ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

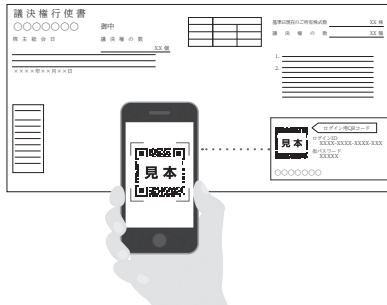
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

[illegible]

「ログインID・仮パスワード」を入力

- 「**ログイン**」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	くろだ たけし 黒田 武志 (1965年11月5日生)	1989年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2000年7月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2011年12月 ネットオフ・ソーシャル株式会社 代表取締役（現任） 2013年3月 リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社） 代表取締役（現任） 2020年11月 ネットオフ株式会社 代表取締役（現任） 2022年7月 リネットジャパングローバルスタッフ株式会社（現リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社） 代表取締役（現任） 2024年10月 RJソーシャルケアグループ株式会社 取締役（現任）	2,950,000株
取締役候補者とした理由 当社創業者として、宅配リサイクルという新たな事業領域から、リユース事業、小型家電リサイクル事業、ソーシャルケア事業、海外事業を展開し、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	たかはし よしたか 高橋 義孝 (1965年 5 月31日生)	1990年 4 月 アンダーセンコンサルティング 入社 1994年 3 月 ジーエフシー株式会社 入社 1999年 4 月 個人経営コンサルタント業 開始 2008年 8 月 当社 社外取締役（現任）	一株
再任	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 高橋義孝氏は、長年にわたるコンサルタントとして各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者としております。		
社外			
独立			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋義孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は2008年8月より当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年4ヶ月となります。
3. 当社は、社外取締役候補者である高橋義孝氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合は、当社と同氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 高橋義孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。各候補者が取締役に再任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役野村政弘氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者である小野田剛久氏は、野村政弘氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関してはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おのだ たけひさ 小野田 剛久 (1967年11月19日生)	1990年 4 月 株式会社イノアックコーポレーション 入社 2008年 9 月 当社入社 管理部執行役員 2011年12月 ネットオフ・ソーシャル株式会社 監査役（現任） 2020年12月 当社 管理本部 経理部長 2021年12月 当社 内部監査室長（現任） 2022年 2 月 ネットオフ株式会社 監査役（現任） 2023年12月 リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社 監査役（現任）	5,000株
新任		

監査等委員である取締役候補者とした理由

小野田剛久氏は、入社以来、主に経理財務業務及び内部監査業務に従事し、経理部長及び内部監査室長を務める等、当社における豊富な業務経験や実績を有しております。これらの経験や知見を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、候補者が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
3. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社は、2024年7月25日付「公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、一時会計監査人として監査法人アリアを選任し、現在に至っておりますが、第25期定時株主総会終結の時をもって一時会計監査人としての任期を終了いたしますので、監査等委員会の決定に基づき、監査法人アリアを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人アリアを会計監査人候補とした理由は、これまでの職務遂行状況、公認会計士等に求められる専門性、独立性、監査品質管理体制に加え、監査計画及び監査体制の適切性を有していることを総合的に勘案した結果、適任であると判断いたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年9月30日現在)

名 称	監査法人アリア		
所 在 地	東京都港区浜松町一丁目30番5号		
業 務 執 行 社 員 の 氏 名	茂木秀俊 山中康之		
日本公認会計士協 会の上場会社監査 事務所登録制度に おける登録状況	登録されております。		
沿 革	2006年5月 設立		
概 要	資 本 金	8百万円	
	構 成 人 員	公認会計士	20名
		公認会計士試験合格者	7名
		その他	20名
		合計	47名
	被監査会社数（上場会社）		30社

(注) 1. 当社は、候補者が会計監査人としての選任が承認された場合は、会計監査人候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

以 上

事業報告 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る」を経営理念に掲げ、「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」を、「ソーシャルケア事業」として、知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した人材送出しを展開しております。その他、カンボジアの社会問題を解決しながらカンボジア経済の発展に資する「海外金融事業」にも取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益11,676,964千円（前連結会計年度比5.6%増）、営業損失1,263,450千円（前連結会計年度は営業利益73,744千円）、経常損失1,184,562千円（前連結会計年度は経常利益128,584千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,882,722千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失352,280千円）となりました。

営業収益	116億 76百万円 (前期比 5.6 %増)	営業損失	12億 63百万円
経常損失	11億 84百万円	親会社株主に 帰属する 当期純損失	18億 82百万円

《リユース・リサイクル事業》

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース事業及びリサイクル事業に取り組んでおります。リユース事業では、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、且つインターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。リユース業界においては、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

小型家電リサイクル事業では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて取得しており、全国717の自治体（2024年11月1日現在）との広範な連携を軸に行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルを構築しております。同事業は、ユーザーからのインターネット申込により、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で直接回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際の情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供、また回収した使用済小型電子機器等からの再生可能資源を再資源化事業者へ売却又は再利用可能品としてリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。同事業においては更に回収量を拡大させるべく、自治体との連携とメディアを通じたマーケティング戦略の強化によるサービス認知度や利用率の向上を強化するとともに、大手メーカー・小売業者との提携による回収ネットワークの仕組み化を拡大してきました。

以上の結果、当セグメントの営業収益は7,817,951千円（前連結会計年度比0.4%増）、セグメント利益は862,718千円（前連結会計年度比14.3%減）となりました。

《ソーシャルケア事業》

2020年から障がい者の社会的自立の支援として、生活基盤の構築と就労機会の拡大を目指すため、障がい者向けグループホームの運営を展開してまいりましたが、全国ネットワークと運営ノウハウを獲得する観点で、2023年4月1日付で株式会社アニスピホールディングス（以下、アニスピ社）の100%株式を取得し、前連結会計年度より連結の対象としております。アニスピ社で培った福祉事業のノウハウと全国の自治体と繋がったリサイクルのネットワークを活かし、今後は、障がい福祉事業のストック型事業基盤拡大の一環として障がい福祉と医療を組み合わせた医療的ケア対応型グループホーム（「リビットホーム&ナース」）の直営展開を中心とした新業態での成長戦略を基軸に据えてまいります。

人材送出し事業は、日本国内での旺盛な求人需要も背景として拡大施策に取り組んできており、当期累計では119名の技能実習生を送り出しました。海外人材の送出し事業は、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、国際的・社会的意義の高さとともに、中長期的にも大幅に市場が拡大していくものと予想しております。特に、当社はソーシャルケア事業における福祉分野の事業拡大に合わせ、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で、福祉領域特化型人材送出し事業を、今後の海外事業における成長の基軸と位置づけ、体制強化や取り組み市場拡大を含め積極的な事業展開に取り組んでまいります。

以上の結果、当セグメントの営業収益は2,818,694千円（前連結会計年度比50.7%増）、セグメント損失は575,234千円（前連結会計年度はセグメント利益48,553千円）となりました

《その他》

当事業は、カンボジアにおける「貧困層・弱者向け」の「生活基盤となる事業性」資金を供給しソーシャルインクルージョン（社会的包摂）として社会貢献する基本方針に沿いマイクロファイナンス事業を中心に事業を展開してまいりましたが、既に海外金融事業からのエグジット方針を策定し、2024年8月5日にマイクロファイナンス事業を行うCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の発行済全株式をカンボジアでマイクロファイナンス事業を運営するファルス株式会社、高橋伸彰氏及び五常・アンド・カンパニー株式会社との間で株式譲渡契約書を締結しており、当該方針に沿い海外金融事業からの撤退を進めてまいりました。

以上の結果、当セグメントの営業収益は1,040,319千円（前連結会計年度比25.7%減）、セグメント損失は671,194千円（前連結会計年度はセグメント損失255,274千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、主としてリユース・リサイクル事業におけるシステム開発など、320,836千円設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び取引金融機関からの借入金により、1,074,533千円の資金調達を実施しました。

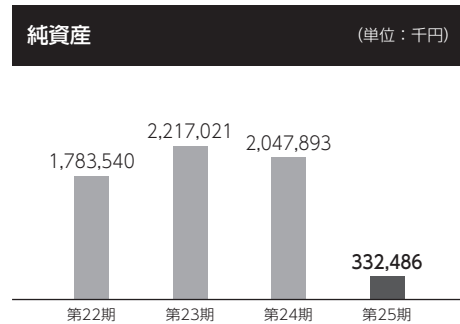
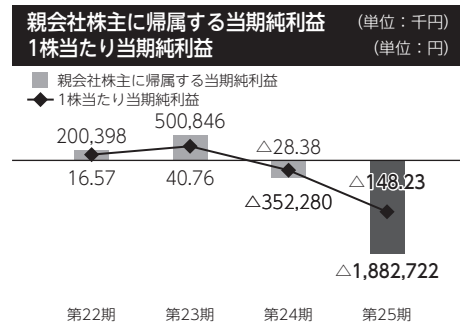
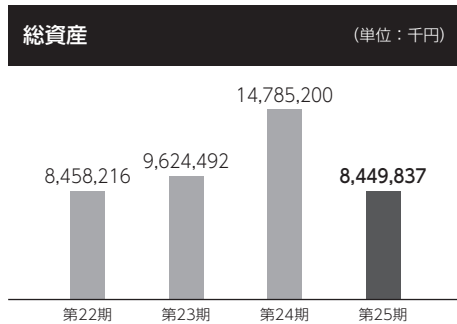
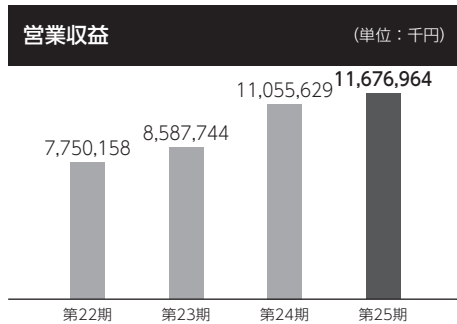
④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年8月5日付で、CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の全株式をカンボジアでマイクロファイナンス事業を運営するファルス株式会社、高橋伸彰氏及び五常・アンド・カンパニー株式会社に譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第22期 (2021年9月期)	第23期 (2022年9月期)	第24期 (2023年9月期)	第25期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
営業収益	(千円)	7,750,158	8,587,744	11,055,629	11,676,964
営業利益	(千円)	518,304	500,614	73,744	△1,263,450
経常利益	(千円)	501,241	842,027	128,584	△1,184,562
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	200,398	500,846	△352,280	△1,882,722
1株当たり当期純利益	(円)	16.57	40.76	△28.38	△148.23
総資産	(千円)	8,458,216	9,624,492	14,785,200	8,449,837
純資産	(千円)	1,783,540	2,217,021	2,047,893	332,486

※△は損失を表示しています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ネットオフ株式会社	10百万円	100.0%	インターネットを通じた中古本等のリユース事業
リネットジャパンリサイクル株式会社	95百万円	100.0%	使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル事業
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	30百万円	100.0%	ソーシャルケア事業
ネットオフ・ソーシャル株式会社	1百万円	100.0%	リユース事業
リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社	30百万円	100.0%	不動産賃貸事業
株式会社アニスピホールディングス	25百万円	100.0%	ソーシャルケア事業
RENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.	18,380千米ドル	100.0%	車両割賦販売事業
MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.	4,584千米ドル	100.0%	リース事業
PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.	4,447千米ドル	12.6%	マイクロ保険事業
RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD.	50千米ドル	36.5%	人材の送出し事業

(注) 1.CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.は、2024年8月5日付けで発行済全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

2.RENET (CAMBODIA) HR CO., LTD.は、当社の議決権比率が36.5%ではありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題として、以下に取り組んでまいります。

① 経営理念の浸透

当社グループは、将来に向けて飛躍的な成長を目指すために、ホールディングス体制のもと、4つの事業の柱（リユース、リサイクル、ソーシャルケア、海外HR）の構築と、更にはM&A等によるグループの事業拡大を図って参ります。そうしたグループ拡大を目指す上で、経営理念・フィロソフィーを核としたグループ一体性の維持と浸透が重要な課題と認識し、当社グループで働く全社員に浸透するよう各種施策に取り組んでまいります。

② コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループの継続的な成長と拡大に向けて企業基盤の強化と企業集団全体における、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき課題と認識しております。さらなるグループ全体でのコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

③ 人材の確保及び育成

リユース事業、小型家電リサイクル事業、ソーシャルケア事業、海外HR事業のいずれにおきましても、事業の専門性の高い分野であることから、高いノウハウや経験を持つ人材の育成と獲得に継続的に取り組んで行く必要があります。また、当社ではインターネットを介した事業が主力であることに鑑み、デジタルマーケティングを含むIT人材の育成と獲得は重要な経営課題と認識しております。

また、グループ事業の更なる拡大に向けて、今後の集団経営を支える秀でた経験と執行能力を有する高度経営人材の育成と獲得についても重要な課題として取り組んでおります。

加えて、海外事業の展開のみならず、国籍・年齢・性別を問わず優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、特に障がい福祉事業の更なる拡大の観点から一般就労・就労継続支援B型等を含めて、障がいのある方の積極的な雇用の拡大や就労訓練機会の拡大に努めてまいります。

④ より安全なサービスの提供

プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。また、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、顧客情報等についてはカード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化等の対策を継続的に実施し適切な情報管理の徹底を行っております。今後も引き続き、不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業	内容
リユース事業	NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供を行っております。
小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法の事業会社の認定事業者として、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を再資源化事業者に売却又はリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。
ソーシャルケア事業 (障がい者向けグループホーム)	障がいのある方向けに戸建て住宅や寮等のグループホームを提供し、共同生活援助を通じて自立した日常生活を送るための支援をしております。 また、障がいのある方の雇用創出を進めるために、リユース事業、小型家電リサイクル事業と連携して一般就労・就労継続支援B型等を含めて、積極的な雇用と就労訓練機会を提供しております。
ソーシャルケア事業 (外国人材送り出し)	日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で福祉領域に特化した人材送出しなどを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)**① 当社**

名称	所在地
名古屋本社	愛知県名古屋市
東京支社	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
ネットオフ株式会社	愛知県大府市
リネットジャパンリサイクル株式会社	愛知県大府市
ネットオフ・ソーシャル株式会社	愛知県大府市
リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社	東京都港区
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	愛知県大府市
株式会社アニスピホールディングス	東京都千代田区
ReNet Japan (Cambodia) Co.,Ltd.	カンボジア王国プノンペン都
Mobility Finance(Cambodia) Plc.	カンボジア王国プノンペン都
Prevoir (Kampuchea) Micro Life Insurance Plc.	カンボジア王国プノンペン都
ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd.	カンボジア王国プノンペン都
ReNet Japan International Pte.Ltd.	シンガポール共和国

(7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
リユース・リサイクル事業	101 (244)	10名増 (4名増)
ソーシャルケア事業	211 (130)	46名減 (40名増)
その他の	31 (－)	408名減 (－)
本社	26 (1)	2名増 (－)
合計	369 (375)	442名減 (44名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
3. 使用人数が前連結会計年度と比べて442名減少しておりますが、その主な理由は2024年8月5日付けでCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の発行済全株式を譲渡したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (1) 名	2名増 (－)	40.1歳	3.4年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

①主要な借入先と借入額

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	812,015
株式会社百五銀行	420,000
株式会社三十三銀行	250,000
株式会社みずほ銀行	243,520
株式会社愛知銀行	223,364

②コミットメントライン契約

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケーション方式による借入極度額合計800,000千円および株式会社三菱UFJ銀行から借入枠500,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

借入極度額の明細は下記の通りです。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は1,300,000千円であります。

借入先	借入極度額 (千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	700,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000
株 式 会 社 百 五 銀 行	100,000
株 式 会 社 愛 知 銀 行	100,000
株 式 会 社 広 島 銀 行	100,000
計	1,300,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 14,602,600株

(注) 2024年9月6日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は2,040,600株増加しております。

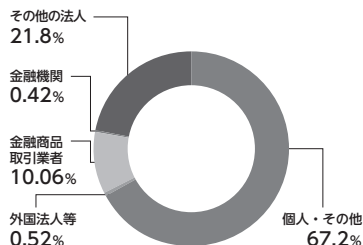
③ 株主数 7,664名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
黒田 武志	2,950,000株	20.2%
合同会社 T K コーポレーション	1,311,300	8.98
株式会社 S B I 証券	1,101,200	7.54
株式会社 M コーポレーション	612,200	4.19
株式会社 新東通信	408,100	2.79
ステッチ株式会社	284,000	1.94
藤田 英明	268,400	1.83
鈴木 春美	250,000	1.71
豊田通商株式会社	221,500	1.51
渥美 裕人	212,100	1.45

(注) 持株比率は自己株式 (71株) を控除して計算しております。

所有者別の株式保有比率



(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

1. 第14回新株予約権（2017年8月31日取締役会決議）

新株予約権の数

2,715個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 271,500株（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり200円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 560円（1株当たり56,000円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

□ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年1月1日から2027年9月18日まで

新株予約権の行使の条件

イ 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

□ 受益者は、2018年9月期から2019年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照す

べき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 3 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%

(b) 5 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%

(c) 7 億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

- ハ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ニ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ホ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ヘ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

		新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
	社外 取締役	50個	5,000株	1名
取締役（監査等委員）		60個	6,000株	3名

2. 第15回新株予約権（2017年8月31日取締役会決議）

新株予約権の数

2,262個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 226,200株（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり200円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 560円（1株当たり56,000円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年1月1日から2027年9月18日まで

新株予約権の行使の条件

- イ 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- 受益者は、2020年9月期から2022年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 - (a) 3億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%
 - (b) 5億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%
 - (c) 7億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

- ハ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ニ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ホ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ヘ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

		新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
	社外 取締役	20個	2,000株	1名
取締役 (監査等委員)		—	—	—

3. 第20回新株予約権 (2020年12月22日取締役会決議)

新株予約権の数

9,000個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 900,000株 (新株予約権 1 個につき100株)

新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり600円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個につき58,500円 (1 株当たり585円)

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。
計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2021年1月8日から2031年1月7日まで

新株予約権の行使条件

- イ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ロ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ハ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	9,000個	900,000株	1名

4. 第22回新株予約権（2024年8月14日取締役会決議）

新株予約権の数

10,000個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 1,000,000株（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり100円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個につき25,800円（1株当たり258円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2024年9月6日から2029年9月5日まで

新株予約権の行使条件

- イ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ロ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ハ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	10,000個	1,000,000株	1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

1. 第21回新株予約権（2022年3月25日取締役会決議）

新株予約権の数

1,500個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 150,000株（新株予約権 1 個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり1,100円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 497円（1 株当たり49,700円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。
計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2025年4月12日から2032年4月11日まで

新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権者は、2023年9月期から2027年9月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。）から求められるEBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。）が、下記各号に掲げるいずれかの条件を満たした場合、これ以降本新株予約権を行使することができる。

(a)2023年9月期から2025年9月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,200百万円を超過した場合

(b)2023年9月期から2027年9月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合

また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。

- 上記①にかかわらず、割当日から1年間を経過する日までの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が299円（ただし、発行要項行3.新株予約権の内容（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に定義された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ハ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ニ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従

い本新株予約権を行使する場合には適用しない。

ホ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ヘ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ト 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

当社使用人等への交付状況

本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後 6 か月おきに到来する交付日において交付されることとなります。なお、実際の交付日は2024年 6 月末日を予定。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田 武志	経営全般 ネットオフ株式会社 代表取締役 リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役 ネットオフ・ソーシャル株式会社 代表取締役 リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社 代表取締役 株式会社アニスピホールディングス 取締役
取締役	槍田 松瑩	株式会社朋栄 取締役会長
取締役	高橋 義孝	
取締役 (常勤監査等委員)	野村 政弘	
取締役 (監査等委員)	原 陽年	アーゲル・コンサルティング株式会社 取締役 株式会社アイススタイル 監査役
取締役 (監査等委員)	中井 英一	株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役

- (注) 1. 取締役 槍田松瑩氏、高橋義孝氏及び取締役（監査等委員）原陽年氏並びに中井英一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）原陽年氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、野村政弘氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役高橋義孝氏及び原陽年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	56,760 (8,400)	56,760 (8,400)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,900 (7,900)	10,900 (7,900)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	67,660 (16,300)	67,660 (16,300)	－ (－)	－ (－)	6 (4)

ロ. 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項
該当事項はありません。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年12月17日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年12月17日の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

ホ. 取締役（監査等委員を除く）報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員を除く）の職責、前年度の業績、従業員の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員を除く）の職責、前年度の業績、従業員の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

3. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

③ 社外取締役にに関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
榎田 松瑩	社外取締役	株式会社朋栄 取締役会長	特別の関係はありません
高橋 義孝	社外取締役	個人経営コンサルタント	特別の関係はありません
原 陽年	社外取締役 (監査等委員)	アーゲル・コンサルティング株式会社 取締役 株式会社アイスタイル 監査役	特別の関係はありません
中井 英一	社外取締役 (監査等委員)	株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役	特別の関係はありません

ロ. 他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	槍田 松瑩	当事業年度に開催された取締役会29回のうち27回に出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	高橋 義孝	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	原 陽年	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査等委員会の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中井 英一	当事業年度に開催された取締役会29回のうち27回に出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査等委員会の議案審議等に必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

(取締役の責任限定契約)

当社は、定款第30条において取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき非業務執行取締役の全員と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

⑤ 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人アリア（一時監査人）

(注) 当社の会計監査人でありましたPwC Japan有限責任監査法人は、2024年7月25日付で辞任いたしました。それに伴い、同日開催の監査等委員会において監査法人アリアを一時会計監査人として選任し、同監査法人が就任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	126,813千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	131,634千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人の提携先であるMorison kakに対して、監査証明業務に基づく報酬として4,821千円の支払いをしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程、取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務の意思決定を行う。
- ハ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ニ. 取締役会は、代表取締役をコンプライアンス全体の総責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、管理にあたる。
- ホ. 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員は自らが定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスに関する周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性について啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- ロ. 内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証して、その結果を取締役会、代表取締役及び監査等委員に報告する。
- ハ. 当社の業務執行体制として、稟議規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程により各部門の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、部門間の相互牽制を機能させる。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会等の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保管・管理する。
- ロ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、文書管理規程に基づいて、記録し、保存する。
- ハ. これらの管理の総責任者を管理担当取締役とする。
- ニ. 取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書を閲覧できる。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険の管理に関して、リスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理担当役員を任命する。
- ロ. 各部門の所管業務に付随する損失の危険の管理は当該部門が、また組織横断的な損失の危険状況の監視及び全社的対応は管理担当取締役が担当する。

- ハ. 上記イの危険の管理に関する状況については、定期的に取り締役に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。
- ニ. 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、損失の危険の管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員に報告する。
- ホ. 重大性、緊急性又は不測の事態が発生、又はその恐れがある場合には、遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整える。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、事業計画を策定し、代表取締役以下業務担当取締役及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。
- ロ. 取締役会を原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催して、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。
- ハ. 社内規程の整備運用により組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の内部監査部門は、当社及びその子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。
- ロ. 当社の子会社の管理は関係会社規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは、事前協議を行う体制を構築する。

⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を配置する。

⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会に帰属する。その際、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び他の使用人は、指揮命令権限を有しない。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査等委員の同意を得た上で決定する。

⑨ 当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況を報告する。
- ロ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ロ. 監査等委員会と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- ハ. 監査等委員会は当社が契約している監査法人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- ニ. 監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- イ. 「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に定めるところにより適正に保存し、管理しております。

ハ. 月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規定」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。

二. 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

ホ. 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、当社株式の大量取得を目的とした買付行為（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

なお、買収への対応方針の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

しかしながら、当事業年度においては損失計上により利益剰余金がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確かなものとし、早期の復配を目指す所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,051,214	流動負債	3,912,935
現金及び預金	880,805	買掛金	56,312
売掛金	943,298	短期借入金	2,011,126
リース投資資産	1,472,712	1年内返済予定の長期借入金	396,604
商品	307,098	未払金	396,915
貯蔵品	15,558	未払費用	299,551
その他	521,492	リース債務	109,436
貸倒引当金	△89,752	未払法人税等	13,135
		賞与引当金	76,043
		その他	553,809
固定資産	4,395,534	固定負債	4,204,415
有形固定資産	2,432,671	社債	32,000
建物及び構築物（純額）	163,367	長期借入金	429,094
リース資産（純額）	2,155,691	リース債務	3,553,560
その他（純額）	113,613	訴訟損失引当金	43,441
		繰延税金負債	47,546
無形固定資産	1,084,139	その他	98,772
のれん	395,833	負債合計	8,117,350
顧客関連資産	29,166	(純資産の部)	
技術関連資産	128,571	株主資本	756,222
ソフトウェア	528,061	資本金	1,249,973
その他	2,505	資本剰余金	335,182
投資その他の資産	878,722	利益剰余金	△828,838
投資有価証券	104,361	自己株式	△94
繰延税金資産	272,540	その他の包括利益累計額	△499,946
その他	703,458	その他有価証券評価差額金	△5,469
貸倒引当金	△201,637	為替換算調整勘定	△494,477
		新株予約権	34,104
繰延資産	3,089	非支配株主持分	42,105
資産合計	8,449,837	純資産合計	332,486
		負債・純資産合計	8,449,837

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	10,725,189
金融収益	951,775
営業収益合計	11,676,964
売上原価	2,611,968
金融費用	389,194
営業費用合計	3,001,163
売上総利益	8,113,220
営業総利益	8,675,801
販売費及び一般管理費	9,939,251
営業損失 (△)	△1,263,450
営業外収益	
受取利息	43,242
助成金収入	32,105
為替差益	17,860
貸倒引当金戻入額	66,525
その他	57,373
	217,106
営業外費用	
支払利息	82,235
持分法による投資損失	1,821
支払手数料	7,323
その他	46,838
	138,218
経常損失 (△)	△1,184,562
特別利益	
固定資産売却益	19,719
事業譲渡益	23,000
受取保険金	10,000
その他	4,596
	57,316
特別損失	
固定資産除却損	616
固定資産売却損	16
減損損失	31,824
貸倒引当金繰入額	143,640
海外金融事業に係る臨時損失	367,277
関係会社株式売却損	297,032
その他	32,606
	873,015
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,000,261
法人税、住民税及び事業税	42,447
法人税等調整額	△168,132
	△125,685
当期純損失 (△)	△1,874,576
非支配株主に帰属する当期純利益	8,146
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,882,722

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,841,392	流動負債	3,268,642
現金及び預金	334,433	短期借入金	2,012,000
売掛金	340,089	1年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	947	1年内返済予定の長期借入金	332,772
前渡金	8,579	リース債務	2,080
前払費用	37,355	未払金	197,721
関係会社短期貸付金	743,292	未払費用	189,966
立替金	312,382	未払法人税等	12,559
未収入金	72,114	関係会社短期借入金	274,637
その他	14,261	預り金	11,178
貸倒引当金	△22,064	賞与引当金	71,844
固定資産	2,051,989	その他	133,882
有形固定資産	73,972	固定負債	157,865
建物	45,876	長期借入金	151,911
工具器具備品	18,277	リース債務	5,748
リース資産	7,771	その他	206
その他	2,046		
無形固定資産	2,958	負債合計	3,426,507
商標権	1,495		
ソフトウェア	1,012	(純資産の部)	
その他	449	株主資本	441,182
投資その他の資産	1,975,058	資本金	1,249,973
投資有価証券	104,361	資本剰余金	335,182
関係会社株式	1,308,018	資本準備金	335,182
出資金	7,000	利益剰余金	△1,143,879
長期貸付金	414,644	その他利益剰余金	△1,143,879
長期前払費用	4,558	繰越利益剰余金	△1,143,879
繰延税金資産	271,800	自己株式	△94
その他	212,710	評価・換算差額等	△5,469
貸倒引当金	△348,034	その他有価証券評価差額金	△5,469
繰延資産	2,943	新株予約権	34,104
株式交付費	2,383		
社債発行費	560	純資産合計	469,818
資産合計	3,896,325	負債・純資産合計	3,896,325

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益	848,123	
営業費用	795,476	
営業利益	52,646	
営業外収益		
受取利息	23,234	
助成金収入	6,537	
その他	6,706	36,478
営業外費用		
支払利息	23,577	
株式交付費	2,483	
支払手数料	7,323	
貸倒引当金繰入額	10,000	
為替差損	15,348	
その他	1,510	60,243
経常利益	28,881	
特別利益		
固定資産売却益	4,177	
受取保険金	10,000	14,177
特別損失		
海外金融事業に係る臨時損失	192,687	
関係会社株式売却損	945,880	
関係会社清算損	1,278	
貸倒引当金繰入額	113,690	1,253,537
税引前当期純損失 (△)	△1,210,478	
法人税、住民税及び事業税	△3,577	
法人税等調整額	△63,022	△66,599
当期純損失 (△)	△1,143,879	

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区
代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株主譲渡契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2024年11月7日開催の取締役会において、会社連結子会社でありシンガポール共和国にて海外事業を統括するRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.（本社：シンガポール共和国、以下「RJI社」）の発行済全株式を日本でPR事業を行い今後海外にて投資事業を展開する個人事業主に譲渡し、本株式譲渡により、会社連結子会社でありカンボジア王国にてマイクロ保険事業を行うPREBOIR MICRO LIFE INSURANCE PLC.の株式をRJI社が87.3%所有しているため連結対象外となる旨の記載がある。

また、同注記（基本合意書の締結）に記載されているとおり、2024年11月7日に会社連結子会社でありカンボジア王国にて中古車販売事業を行うReNet Japan (Cambodia) Co.,Ltd.、及びリース事業を行うMOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC.の各株式の全部を個人事業主に譲渡する基本合意書を締結した旨の記載がある。

さらに、同注記（組織再編）に記載されているとおり、会社は、2024年9月30日開催の取締役会において、会社連結子会社である株式会社アニスピホールディングス（以下「現アニスピホールディングス社」）のフランチャイズ本部に関する事業

（現アニスピホールディングス社の完全子会社である株式会社福祉建設及び株式会社福祉アセットマネジメントにより行われている事業を含む。）を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、株式会社アニスピ（「新アニスピ社」）に新設会社の株式を譲渡することを決議し、2024年11月1日に株式譲渡を実行した旨の記載がある。

当該事項は、いずれも、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア 東京都港区		
代表社員	公認会計士	茂木 秀俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山中 康之
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株主譲渡契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2024年11月7日開催の取締役会において、会社連結子会社でありシンガポール共和国にて海外事業を統括するRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.（本社：シンガポール共和国、以下「RJ社」）の発行済全株式を日本でPR事業を行い今後海外にて投資事業を展開する個人事業主に譲渡し、本株式譲渡により、会社連結子会社でありカンボジア王国にてマイクロ保険事業を行うPREBOIR MICRO LIFE INSURANCE PLC.の株式をRJ社が87.3%所有しているため連結対象外となる旨の記載がある。

また、同注記（基本合意書の締結）に記載されているとおり、2024年11月7日に会社連結子会社でありカンボジア王国にて中古車販売事業を行うReNet Japan (Cambodia) Co.,Ltd.、及びリース事業を行うMOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC.の各株式の全部を個人事業主に譲渡する基本合意書を締結した旨の記載がある。

さらに、同注記（組織再編）に記載されているとおり、会社は、2024年9月30日開催の取締役会において、会社連結子会社である株式会社アニスピホールディングス（以下「現アニスピホールディングス社」）のフランチャイズ本部に関する事業

(現アニスピホールディングス社の完全子会社である株式会社福祉建設及び株式会社福祉アセットマネジメントにより行われている事業を含む。)を会社分割(新設分割)により新設会社に承継させた上で、株式会社アニスピ(「新アニスピ社」)に新設会社の株式を譲渡することを決議し、2024年11月1日に株式譲渡を実行した旨の記載がある。

当該事項は、いずれも、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月26日

リネットジャパングループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	野村政弘
監査等委員	原陽年
監査等委員	中井英一

監査等委員原陽年及び監査等委員中井英一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

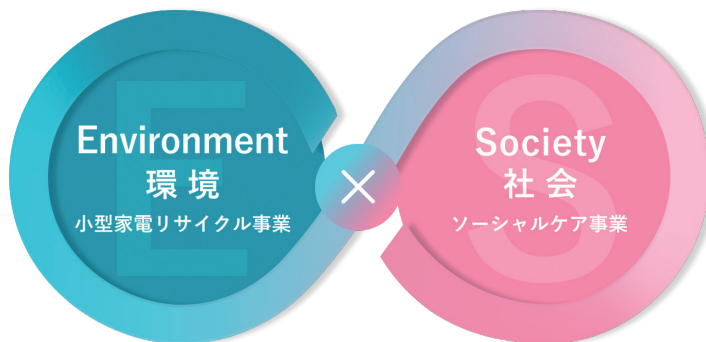
● リネットジャパングループの今後の成長戦略

「ESモデル」としての成長

現在の事業の柱である小型家電リサイクル事業に加え、新たに障がい福祉のソーシャルケア事業を柱として推進していきます。そして、この2つをESGに合致し推進する事業と位置づけ、「ESモデル」として戦略的に推進していきます。

E Environment (環境)
小型家電リサイクル事業

S Society (社会)
ソーシャルケア事業(障がい福祉)

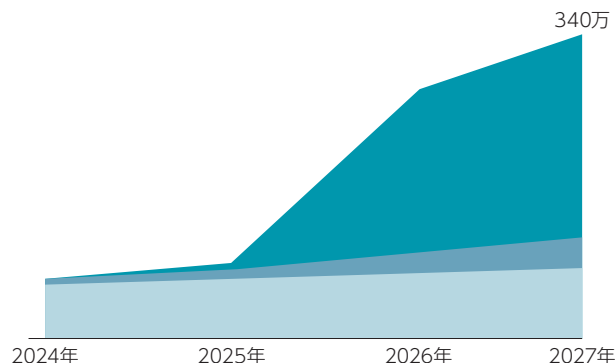


GIGAスクール端末の入替が2025年度から始まり、2026年度・2027年度をピークにGIGAスクール端末処分需要が高まる見込みです。このビジネスチャンスを活かすべく、約950万台の入替のうち、合計500万台の受注を目指しております。

リサイクル事業の特需で得た利益を次なる成長事業のソーシャルケア事業のグループホーム開発に充てることで、今後10年で直営200拠点体制を目指して規模を拡大し、安定的なストック型収益モデルを確立させて参ります。

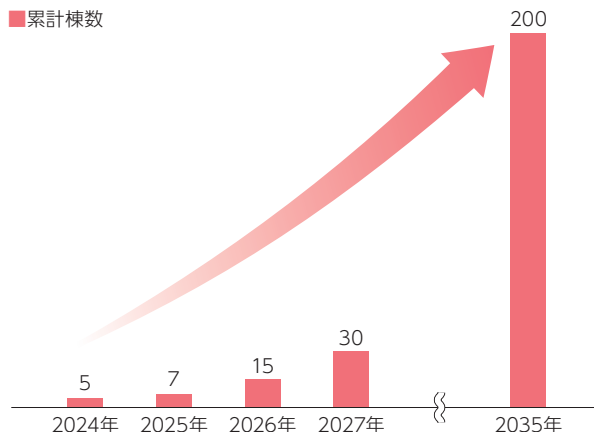
● パソコン回収台数 (計画)

■ 個人 ■ 法人 ■ GIGA



● リビットホーム&ナース累計棟数 (計画)

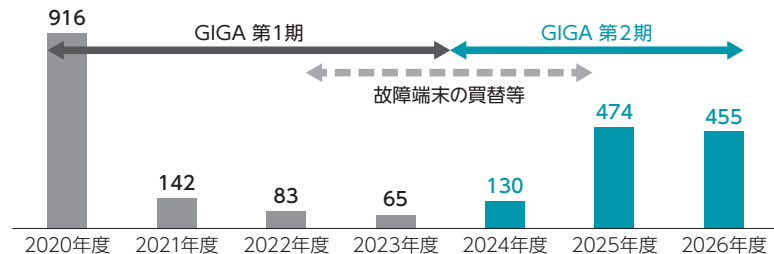
■ 累計棟数



GIGAスクール端末の入替商戦

GIGAスクール端末の出荷台数予測

(単位：万台)



GIGAスクール構想により、2019年から全国の児童・生徒に1人1台端末として導入されたパソコンやタブレット端末が2024年度より更新時期を迎え、GIGAスクール構想第1期で整備された約950万台の処分需要が発生します。

出典：(株)MM総研 (<https://www.m2ri.jp/release/detail.html?id=619>)

文部科学省、環境省、経済産業省は全国の教育委員会に対し小型家電リサイクル法によるリサイクルを推進する旨を打ち出しています。①「都市鉱山」の国内資源循環の推進②データ消去による個人情報漏洩の防止を実現できる企業として、GIGAスクール端末処理のシェアNo.1を目指してまいります。

環境省・経済産業省 認定事業

GIGAスクール端末処分に おける小型家電リサイクル制度

防ごう、個人情報流出！

安心・安全で
サステイナブルな
リサイクルを。

情報漏洩を防止
します。

再資源化
されます。

補助金要件の一つ
です。

環境省・経済産業省の
「小型家電リサイクル法」の活用で
GIGAスクール端末を
安心・安全に処分しましょう！

小型家電リサイクル法について
～資源循環の大切さを教育現場から発信～

小型家電

2013年に施行された小型家電リサイクル法は、パソコン、タブレット・スマートフォン等の小型家電を対象としたリサイクル制度です。環境大臣・経済産業大臣の認定を受けたリサイクル事業者が、資源循環法に基づき処理方法・出荷先等について定期的な国の立入検査を受け、確実な運用が担保されています。

**認定事業者への処理委託により、
子供たちの個人情報の流出を防ぎます。**

GIGAスクールで使用された端末を無許可業者に処理を委託すると、不法廃棄や不正な海外輸出が行われたり、適切なデータ消去がされず、個人情報漏洩が発生したりします。漏洩事故を確実に防止するために、処分前に自治体において確実なデータ消去をしなければなりません。小型家電リサイクル法の認定制度では、漏洩防止対策等の個人情報保護の取組が義務づけられていることが認定要件に含まれており、そのため、小型家電リサイクル法の認定事業者へ処理を委託することで、個人情報流出防止が担保されます。

**サステイナブルな未来のために。
「小型家電リサイクル」は、子供たちにも
伝えたいサーキュレーションです。**

**使用済みGIGA端末を
SDGs教育の一環として活用！**

GIGAスクール端末などの小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルとされる有用な金属などが含まれています。これらの有用な金属により再活用することで、これからの「持続可能な地域づくり」を担う子供たちへのメッセージになります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルも小型家電リサイクルで回収された金属で制作されました。また、小型家電リサイクル法の認定事業者には、学校・自治体と連携して、積極的にSDGs教育・環境教育に結び結んでいる事業者もいます。

**「都市鉱山」の利用により、
日本は資源大国になる可能性もあります。**

使用済み製品に含まれる資源は「都市鉱山」と呼ばれています。日本は資源が乏しい国と認識されていますが、現在では、資源大国並みの「都市鉱山」が確保されています。持続可能な社会構築・経済安全保障の観点から「都市鉱山」の有効活用が求められています。

出典：環境省 (https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/re_info.html)

● Society ソーシャルケア事業

中度・重度障がい者向け日中サービス支援型グループホーム



フランチャイズ加盟店企業開発を中心としたフロー型から、直営グループホーム運営によるストック型ビジネスモデルへ転換を進めています。

施設概要

業態

中度・重度障がい者向けグループホーム
※日中サービス支援型共同生活援助

サービス内容

主に夜間における食事、
入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助

施設概要

1棟あたりの定員数：20名+ショートステイ2名

対象者

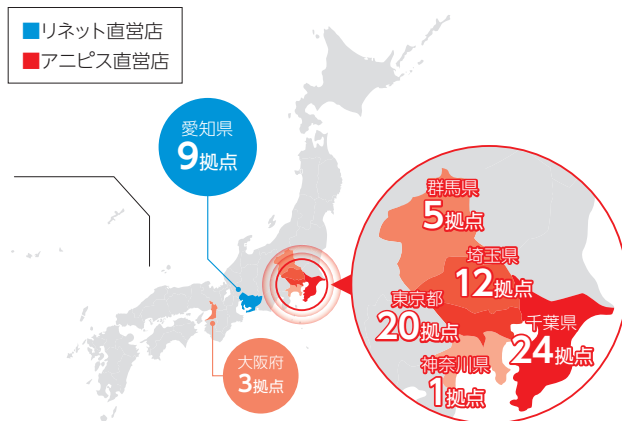
障がい支援区分：区分4～6

直営グループホーム多拠点展開

2020年より障がい福祉事業を開始し、軽度障がい者向けグループホーム「スマイルあっとほーむ」を愛知県内で9拠点を直営にて展開し、満床率90%を超える高水準の運営を行っております。

2023年に株式会社アニスピホールディングス（以下アニスピ）の株式を100%取得し子会社化したことで、グループホームの拠点数が増加しました。

今後はこれまでの中部圏に加えて、アニスピ直営65拠点の運営も含め首都圏への出店を本格化させてまいります。



※お知らせ 株主総会終了後、株主様向けに経営近況報告会の開催を予定しております。(終了予定時間:12時)

定時株主総会会場 ご案内図

日 時

2024年12月20日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

会 場

グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 4階406会議室
愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号

交通機関
のご案内

あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分
※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。